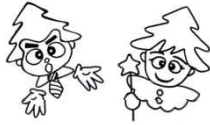


# ハローワーク

10 月号



築館公共職業安定所  
栗原市築館薬師2丁目2-1

TEL 0228-22-2531  
FAX 0228-22-6892

## ハローワークからのお知らせ

○宮城県の最低賃金が平成26年10月16日から改定されます。

○ご存じですか？ 労働移動支援助成金

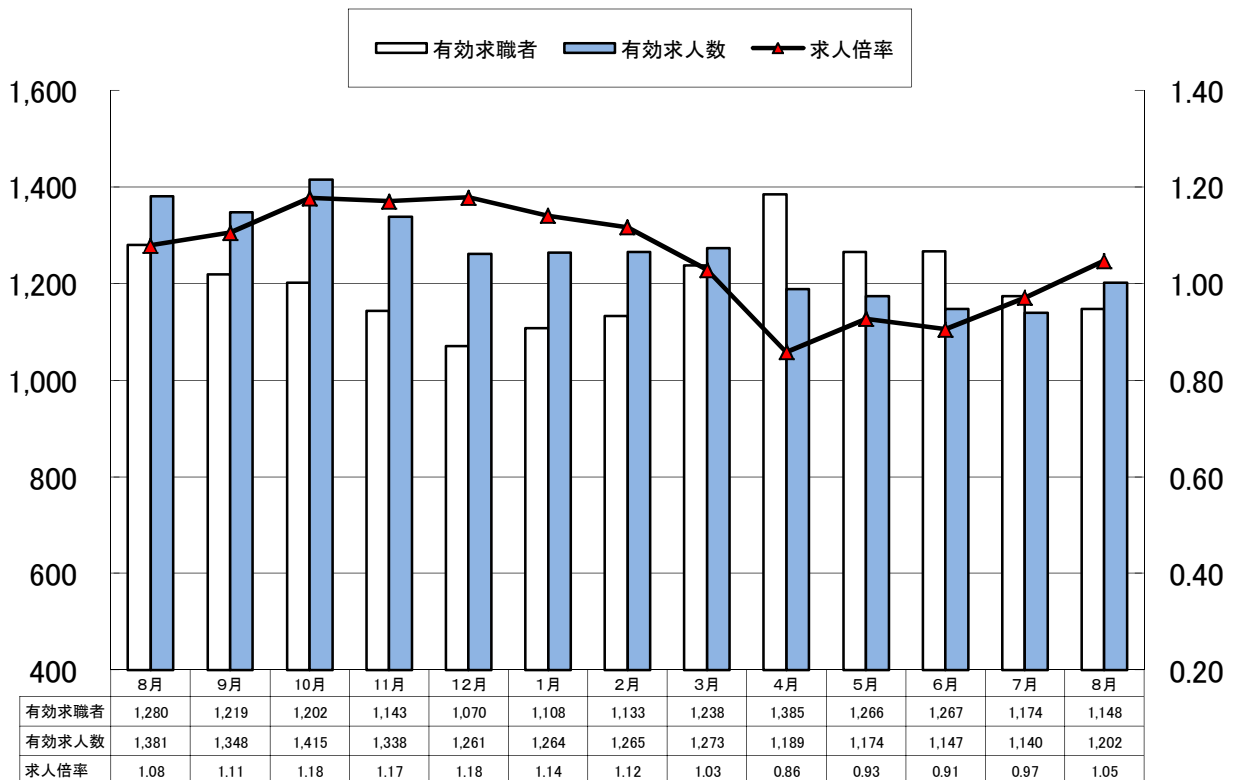
## 労働市場の動き(8月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職の動向

■8月の有効求人倍率は、1.05倍

有効求職者数は、1,148人、有効求人数は、1,202人

- ・新規求人数は、前月に比べ15.2%増加し、対前年同月比では12.7%減少しました。
- ・産業別でみると対前年同月比では、建設業、製造業、運輸業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、サービス業で減少し、生活関連サービス業・娯楽業で増加しました。
- ・新規求職者数は、前月に比べ17.2%増加し、対前年同月比では4.3%減少しました。
- ・有効求人倍率は、1.05倍で前月に比べ0.08ポイント増加し、対前年同月では0.03ポイント減少しました。



# 宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	25.10.31
	696円	
710円	26.10.16	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。)に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県産業別最低賃金が適用されます。

宮城県特定(産業別)最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<b>鉄鋼業</b> 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	798円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	25.12.15
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	757円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	25.12.19
<b>自動車小売業</b> 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	763円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	25.12.15

この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

# 宮 城 労 働 局

# ご存じですか？ 労働移動支援助成金

事業規模の縮小などに伴い離職を余儀なくされた従業員に対し、再就職の支援や、その受入れを行う事業主に助成金を支給します。

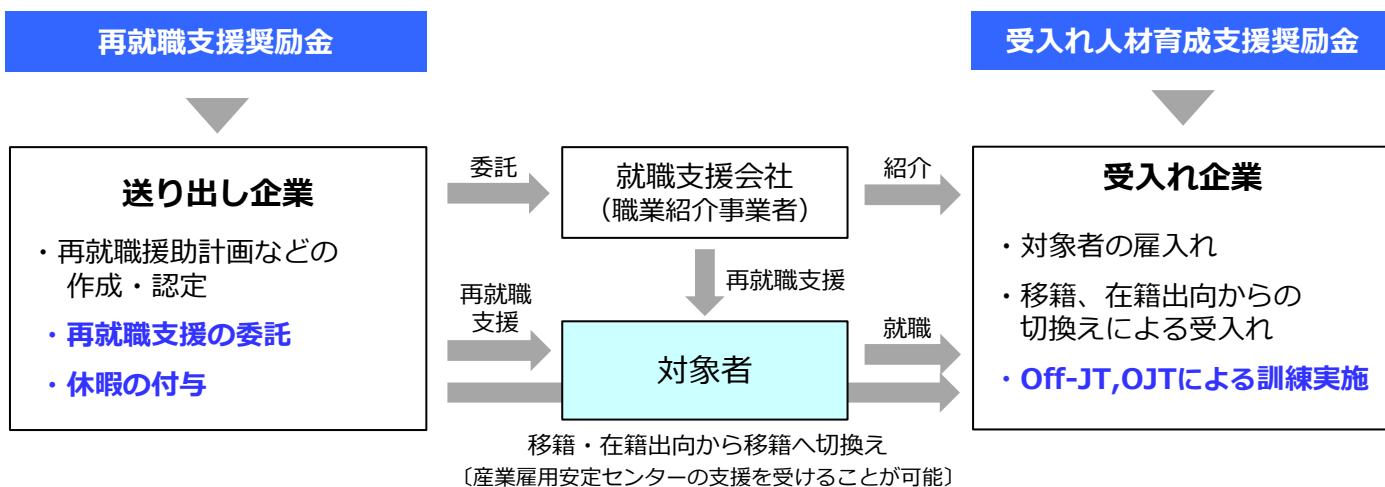
転職させる企業（送り出し企業）だけでなく、転職者を受け入れる企業（受入れ企業）にもメリットのある助成金です。離職を余儀なくされた労働者の雇用の安定のために、ぜひ、この助成金をご利用ください。

## <助成金の内容>

労働移動支援助成金	助成内容
再就職支援奨励金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 離職する従業員の再就職支援を就職支援会社※に委託した場合に助成（再就職支援委託時と再就職実現時に支給）</li><li>・ 求職活動のための休暇を与えた場合に助成（再就職実現時に支給）</li></ul>
受入れ人材育成支援奨励金	再就職援助計画の対象者や移籍者、在籍出向からの移籍者などを受け入れ、訓練を行った場合に助成

※ この場合の就職支援会社とは、都道府県労働局に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出した職業紹介事業者です。

## <制度の概要>



詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局にお尋ねください。

「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）のご案内」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042777.pdf>

「労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）のご案内」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038714.pdf>

「離職する従業員の再就職を援助するために ～「再就職援助計画」のご案内～」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038711.pdf>





# 雇用の動き(8月内容)



一般職業紹介状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
				(パートタイムを含む)
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	286	17.2	▲ 4.3
	うち45歳以上	113	5.6	▲ 5.8
	有効求職者数	1,148	▲ 2.2	▲ 10.3
	うち45歳以上	559	▲ 2.3	▲ 10.4
求人関係	新規求人数	493	15.2	▲ 12.7
	うち常用	406	0.5	▲ 10.8
	有効求人数	1,202	5.4	▲ 13.0
	うち常用	1,080	0.9	▲ 4.6
紹介関係	紹介件数	346	▲ 3.4	▲ 13.1
	うち常用	322	▲ 3.3	▲ 10.1
就職関係	就職件数	104	▲ 19.4	▲ 44.7
	うち常用	94	▲ 22.3	▲ 40.1

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	144	▲ 16.8	▲ 25.4
	資格喪失者数	200	▲ 5.2	3.1
	月末現在被保険者数	16,348	▲ 0.4	0.3

